

2高教福第1540号
令和3年3月8日

各市町村（学校組合）教育長様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

諸手当の届出手続等について（通知）

平素は県費負担教職員の給与の適正支給等にご協力いただき厚くお礼申し上げます。年度当初は、人事異動などにより、諸手当の支給要件となっている事項に変動が多くなります。諸手当関係事務を適正に実施するため、ご留意いただきたい事項を別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

つきましては、貴管内の各小中学校等に周知するとともに、適切な取扱いについて、ご指導くださいますようお願ひいたします。

また、「諸手当の認定情報の確認について（通知）」（平成29年2月20日付け28高教福第1312号教職員・福利課長通知）による定期確認の実施についても、ご指導くださいますようお願ひいたします。

なお、年度当初の諸手当の届出等が学校から提出されたら、貴教育委員会の受付印を押印のうえ、教職員・福利課へ順次送付してくださいますようお願ひいたします。

4月20日（火）までに教職員・福利課で受付したものについては、基本的に5月分給与に反映できるように事務処理を行います。

【担当】

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 紙与担当
TEL:088-821-4906
FAX:088-821-4725
E-Mail :

2高教福第1540号
令和3年3月8日

各市町村（学校組合）立小中学校長
高知市立高知特別支援学校長 様
高知商業高等学校長

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

諸手当の届出手続等について（通知）

貴所属の職員（高知商業高等学校にあっては、定時制の職員に限る。）の諸手当の届出手続等につきましては、日頃から適正処理を心がけていただきありがとうございます。
年度当初は、人事異動などにより、諸手当の支給要件となっている事項に変動が多くなります。諸手当関係事務を適正に実施するため、留意していただきたい事項を別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

例年、届出漏れ等による多額の戻入が必要となった事例が、数多く発生しています。受給中の諸手当の支給要件について、事務担当者が確認するだけでなく、職員自身に確認を促すことにより、諸手当の支給が適正に行われるようご留意ください。

また、「諸手当の認定情報の確認について（通知）」（平成29年2月20日付け28高教福第1312号教職員・福利課長通知）による定期確認についても、遺漏なく実施してください。

別紙2「事業所得等のある者の扶養親族の認定について」は、該当職員に配付してください。

兼務発令を受けた者の通勤手当に関して、令和3年4月1日以降の通勤にかかる認定については、計算方法を変更しますので、別紙3「兼務発令による通勤手当の認定の取扱いについて（交通用具利用の場合）」に留意のうえ、認定してください。

なお、職員への注意喚起を目的とした諸手当確認に関するチラシを全教職員に配布するとともに、校内研修等でご活用ください。

【担当】

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 紙与担当

TEL:088-821-4906

FAX:088-821-4725

E-Mail :

令和3年度の諸手当の届出及び認定事務処理にあたっての留意事項

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課

1 年度当初の事務処理日程等

令和3年4月1日付け人事異動に伴う諸手当の届出等のうち、次の手当について、速やかに各市町村（学校組合）教育委員会経由で教職員・福利課給与担当まで提出してください。

- 認定済み通勤手当及び住居手当の写し
(単身赴任手当受給者の配偶者が居住するための借家は除く。)
- 住居手当 (単身赴任手当受給者の配偶者が居住するための借家)
- 扶養手当
- へき地手当に準ずる手当
- 単身赴任手当

なお、4月20日（火）までに教職員・福利課で受付したものについては、基本的に5月分給与に反映できるように事務処理を行います。

ただし、不備等により修正を必要とするものや審査に時間を要するもの等、5月分給与で支給することができない場合もありますのでご了承ください。

また、期限にかかわらず、書類が整ったものから順次提出をしてください。

針やホッチキス止めはせず、必ずゼムクリップでとめてください。

A4サイズ未満の添付書類は白紙のA4用紙に貼り付けてください。

2 届出書の作成及び記入内容の確認等に関する共通事項

（1）事実発生年月日

手当の支給始期・終期に關係するので、必ず記入されていること。

（2）職員番号

システムで個人を識別する際に必要な情報であり、間違いないないように記入されていること（臨時の任用教職員も同様）。単身赴任手当など、様式に職員番号欄が設けられていないものについては、余白等を活用して記入させること。

（3）届出の理由

様式に応じ、レ印を付け、又は○で囲むなど必ず記入されていること。

（4）学校受付印

書類の内容を確認のうえ、不備がなければ押印すること。（記入内容の不備や添付書類の不

足等がある場合は、修正等がされた後の再提出の日で押印すること。)

写しを提出する書類については、コピー後受付日等が判別できるか確認すること。

(5) その他

ア 提出年月日、申請者印、所属長認印（私印）を確認すること。

イ 諸手当の認定事務はマイナンバーを利用する事務ではないため、住民票を添付書類とする時には、本人を含む世帯員全てマイナンバーの表示のないものとすること（（写）でも同様）。表示があるものを添付する場合は、マイナンバーを黒塗りのうえコピーするなど、見えないようにして提出すること。また、住民票以外の添付書類についても同様とする。

ウ 15日の起算日について

届け出るべき事実の生じた日の翌日（辞令によるもの等、その事実が午前0時に生じたときは、事実の生じたその日）であるので留意すること。

エ 記入の際に、「消せるボールペン」は使用しないこと。

3 扶養手当

(1) 扶養親族届のチェック事項

ア 扶養親族等の氏名、続柄（戸籍上の続柄を記入すること。子は長男・長女等。）、生年月日等が誤りなく記入されているか。

イ 所得の年額欄は、事実が生じた日等から1年間の見込み額となっているか。

ウ 届出事実の発生年月日は、届出の事由と合致した日となっているか。

例：出生、就職、離婚による場合・・・・出生日、就職日、離婚日

配偶者の育児休業等による扶養替え・・・育児休業等の開始日、復帰日

離職や雇用保険受給終了の場合・・・・離職日、認定期間最終日の翌日

エ 配偶者が職員の被扶養者でない場合、配偶者の氏名及び勤務先欄に、必要事項が記入されているか。（職員番号も必要）

(2) 添付書類のチェック事項

ア 諸手当に関する手引12～17ページで理由別の必要添付書類を確認すること。

イ 事実発生年月日を証明する書類が添付されているか。

ウ 別居の父母等を扶養親族とする場合は、別居の扶養家族調書が添付されているか。

エ 育児休業等による職員同士の扶養替えの場合は、辞令の写しが添付されているか。

オ 添付書類については、原本でなくても「写し」で可。

(3) その他留意事項

ア 次のような場合には、扶養親族届を提出すること。

・ 新たに（再度）職員となった者に扶養している親族があるとき。

・ 新たに扶養親族としての要件を具備する（次く）に至った者がある場合。

- 扶養手当を支給されている職員が、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同一の事情にある者を含む。）を有するに至った場合又は配偶者を欠くに至った場合の届出は、事実発生日が令和2年3月2日以降である場合は不要となっている。（経過措置が終了しているため。）

イ 職員は、被扶養者の勤務状況・収入の変化に留意のうえ、支給要件が喪失しているにもかかわらず、継続して受給することのないよう随時の確認が必要であること。

※ 公立学校共済組合の組合員・被扶養者現況表の確認時や、被扶養者の資格確認（検認）

時、年末調整での扶養控除等申告書提出時など、随時整合性を確認させることが有効。

- 扶養親族としての所得要件である「年額 130 万円未満」とは、月あるいは年等の単位で恒常に収入のある者をいう。なお、年額とは、暦年又は会計年度単位の所得ではなく、事実の生じたそれぞれの時点から将来に向かっての 1 年間の所得をいう。
- 雇用保険については、日額 3,611 円以上の受給がある場合は扶養親族としての要件を欠くものであること。
- 給料又は家賃等の月単位の収入については、月額 108,333 円以上の収入が引き続き 3 箇月以上あることが見込まれる場合は、扶養親族としての要件を欠くものであること。
（別紙 1）
- 給与収入等の月額が不安定である扶養親族の 3 箇月平均月額が限度額以上となった場合は、積算対象となった初月の 1 日が事実発生日となる。
- 事業所得等のある場合の認定事務の考え方については、別紙 2のとおりである。（該当職員に配付すること。）
- 確定申告により年収が定まる事業所得等について、年額 130 万円以上となった場合は、その該当の年の 1 月 1 日が事実発生日となる。
- 生命保険等の収入について、分割して支払われる場合は恒常的な収入とみなす。

（4）長期戻入の事例

ア 別居の父母や子を扶養親族としていて、収入を把握していなかった。

イ 給料、アルバイト、家賃等の収入月額が 108,333 円以上の月が引き続き 3 箇月以上、もしくは、3 箇月の平均収入月額が 108,333 円以上あった。

ウ 所得、特に恩給や年金による所得の増加により扶養親族としての要件を欠くに至っていた。（父母を扶養親族としている場合で、父母のいずれかの死亡に伴って遺族年金（非課税所得）が支給されることとなって、所得限度額を超えることとなるようなケースもあるので注意すること。）

エ 収入を得ている扶養親族の雇用形態が変わり、賞与が支給されるようになったことにより、所得限度額を超過していた。

4 住居手当

(1) 認定事務について

- ア 条例・規則等の規定に沿って認定事務を行うこと。
- イ 学校長の決裁を受け、住居届（第1号様式）下部の認定欄に決裁日、職・氏名を記入し、
公印を押印したものを、職員に交付すること。
給与システムへの入力は教職員・福利課で行うため、認定済みの住居届（第1号様式）
（交付用）の写しを市町村（学校組合）教育委員会経由で提出すること。

单身赴任手当受給者の留守宅にかかる住居手当は、従前通り、教職員・福利課で認定事務
を行う。職員からの届出書（2部）及び添付書類を提出すること。

「住居手当の認定事務について＜実務マニュアル＞」（以下「住居手当＜実務マニュアル
＞」という。）の事務処理フロー等を参考にすること。

(2) 届出書の作成及び内容審査にあたっての留意事項

- ア 届出をしようとする職員に対しては、「住居手当＜実務マニュアル＞」中の記載例や
チェックシートを届出書と一緒に手渡し、届出を行う際の参考とさせること。
- イ また、届出書の審査に当たっては、下記（3）～（5）の事項に留意し、諸手当に関する
手引及び「住居手当＜実務マニュアル＞」を活用すること。

(3) 届出書のチェック事項

- ア 届出の理由が生じた年月日は正しく記入されているか。
- 受給しようとする場合は「居住、支払、借受」の3要件全てを満たした日。
 - 喪失する場合は、各々上記3要件の一つでも欠くこととなった日。
- イ 家賃等の月額欄は、家賃のみが記入されているか。
共益費、駐車場代などは手当額の算出基礎となる家賃等の月額に含めることはできない。
これらが、家賃等の月額に含まれている場合で、契約書や重要事項説明書等で家賃と家賃
以外の費用それぞれの額が個別に確認できない場合は、別途、貸主の作成した証明書（任意
様式）を添付させ内訳を確認すること。
- ウ 単身赴任手当受給者については、配偶者が居住するための借家・借間に係る住居手当を
申請する際には、職員本人の住居手当の要件喪失手続きに留意すること。
- エ その他、届の記入すべき欄に必要とする事項が抜かりなく記入されているか。

(4) 添付書類のチェック事項

- 住居届の届出理由に沿った添付書類となっているか。
※ 届出書の記入内容が、確認できる書類が添付されていることが必要。

(5) 長期戻入の事例

- ア 他の住居に移転していたが、届出を怠っていた。

イ 家賃額が改定になっていたが、届出を怠っていた。

5 通勤手当

(1) 認定事務について

ア 通勤手当の支給を受けていた職員が、人事異動により勤務公署が変わった場合には、必ず通勤届の提出が必要であること。

イ 届出をしようとする職員に対し、「通勤手当の認定事務について＜実務マニュアル＞」（以下「通勤手当＜実務マニュアル＞」という。）中の記載例やチェックシートを届出書（交通用具利用者については、通勤距離測定表を添付）と一緒に手渡し、届け出る際の参考とさせること。

ウ 条例・規則等の規定に沿って認定事務を行うこと。下記（2）～（7）の事項に留意するとともに、諸手当に関する手引及び「通勤手当＜実務マニュアル＞」を活用すること。

エ 学校長の決裁を受け、通勤手当決定（改定）書（第2号様式）に決裁日、職・氏名を記入し、公印を押印したものを、職員に交付すること。

給与システムへの入力は教職員・福利課で行うため、通勤届（第1号様式）の写しと、認定済みの通勤手当決定（改定）書（第2号様式）（交付用）の写しを市町村（学校組合）教育委員会経由で提出すること。別紙になった地図は提出不要。

「通勤手当＜実務マニュアル＞」の事務処理フロー等を参考にすること。

(2) 届出書の作成及び内容審査にあたっての留意事項

「通勤届記入事項チェックシート」及び通勤方法別の記入例を参考として、必要事項が抜かりなく正確に記入されているかどうかを確認すること。

ア 届出書に記入する通勤経路等

- 通勤経路及び方法等には、通勤の実情（届出者が通常利用する経路についての通勤距離及び所要時間）を記入させること。
- 通勤経路の略図には、通常利用する経路を朱線で示し通勤経路を特定するために必要な情報を記入させること。

イ 人事異動による届出理由について

異動後の状況	届出理由
これまで通勤手当の支給を受けていなかったが、人事異動により支給要件を備えたとき	1 新規
引き続き通勤手当が支給される職員	3 通勤経路又は方法の変更
通勤手当が支給されなくなる職員	支給要件の喪失

ウ 事実発生日の取扱い

- 公署を異にして異動した職員が新公署への勤務を開始すべきとされている日に通勤手当の要件を具備している場合には、**異動の発令日（4月1日）**を事実発生日として取り扱うものであること（異動により通勤手当の要件喪失した場合も同様）。

- ・ 住居を移転したことによる変更が生じた場合は、転居日の翌日を事実発生日とする。ただし、転居による要件喪失の場合、及び転居日当日に通勤実態がある場合は、転居日当日が事実発生日である（転居により自宅と公署との位置関係が定まるため、転居日と転居日翌日に週休日等により通勤実態がなくとも関係ない）ので留意すること。
- ・ 人事異動発令日から 1 週間を赴任期間（赴任期間に引き続く週休日及び休日を含む。）とし、その期間内に転居を行った場合で、転居後の勤務開始日から通勤手当の支給要件を具備するときは、人事異動発令日を事実発生日と取り扱うこと。（平成 31 年 3 月 25 日付け 30 高教福第 1372 号参照）

（3）交通用具利用者について

ア 通勤距離測定表

- ・ 「交通用具利用者の通勤距離測定表」を必ず提出させること。ただし、電子地図で通勤距離を測定できる場合は不要。

- ・ 100m 単位まで表示される測定機を用いて測定し、100m 単位まで記入させること。
- ・ 平均距離は、100m未満を切捨てて記載させること。

イ 認定上の経路（一般に利用しうる最短経路）

- ・ 通勤手当の認定は、「一般に利用しうる最短経路」で行うものであることから、認定上の経路は本人が届出書に記入する通常の経路とは必ずしも一致しない。
- ・ 届出書を職員に作成させる際には、道路地図を利用して、通常の通勤経路を確認するとともに、その経路以外に「一般に利用しうる最短経路」と思われる経路がないかどうかを確認し、最短経路が別にあると判断した場合には、その経路についても往復の距離を計測させ、通勤距離測定表の「通常の通勤経路以外の最短経路」欄に記入させること。
- ・ 計測の結果、最短経路による通勤距離が通常の経路の通勤距離よりも短いことが確認できた場合は、当該最短経路による通勤距離を基に通勤手当額を決定すること。（この場合も、届出書に記入された通常の通勤経路の距離、時間は書き直ししないこと。）

※「一般に利用しうる最短経路」については、道路の幅員や整備状況などを職員に確認するとともに、必要に応じて道路管理者（県の土木事務所や市町村の担当課など）に確認し、一般に利用しうる道路かどうかを判断すること。また、校内に同一地域から通勤する職員がいる場合には、その職員の通勤経路や認定経路も参考とすること。

※（4）のウの区間のうち、「一般に利用しうる最短経路」になり得る区間については、認定経路に含むものとする。ただし、高速自動車国道法により高速道路の通行を禁止されている交通用具で通勤する場合はこの限りではない。

ウ 通勤経路の略図

- ・ 通常使用する通勤経路以外に最短経路（認定経路）がある場合は、当該経路を青色の線で記入させること。ただし、電子地図で通勤距離を測定できる場合は不要。

（4）高速道路の利用者について

ア 高速道路を利用して通勤する場合

「通勤経路及び方法等」の区間欄等の記入は、高速道路のインターチェンジ間の距離の測定が困難であるので、以下とおりでよいものとする。(その他の記入方法は、「通勤手当<実務マニュアル>」を参照のこと。)

【記入例（土佐 IC と南国 IC 間の高速道路を利用して通勤する場合）】

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1 □	自家用車	土佐 IC 住居から(経由)学校まで 南国 IC	52.5 km	60 分			
2 □	〃	土佐 IC から(経由)南国 IC まで	27.0 km	20 分	平日朝夕割引	450 円	普通車

インターチェンジ間の距離（公表数値）

区間	距離	区間	距離	区間	距離
高知～須崎東	34.2	高知～土佐	19.4	高知～大豊	28.6
南国～須崎東	41.8	南国～土佐	27.0	南国～伊野	17.9
南国～大豊	21.0	伊野～須崎東	23.9	伊野～大豊	38.9
土佐～大豊	48.0	土佐～須崎東	14.8	大豊～須崎東	62.8

無料インターチェンジ間の距離（公表数値）

区間	距離	区間	距離	区間	距離
須崎東～須崎西	5.1	須崎西～中土佐	7.0	中土佐～四万十町東	8.5
四万十町東～四万十町中央	6.3	香南のいち～香南かがみ	2.2	香南かがみ～香南やす	2.9
香南やす～芸西西	3.9	高知南～南国南	4.7	南国南～高知龍馬空港	4.1
芝崎～野友	1.3	野友～柏木	3.7	四万十～間	6.1
間～平田	7.0	四万十町西～黒潮峯ノ川	6.1	平田～宿毛和田	7.6
高知～高知南	6.2				

- イ 自家用車の種別（軽自動車、普通車等）及び平日朝夕割引の利用の有無と利用する場合の料金は必ず記入させること。
- ウ 通勤経路の略図へ高速道路を利用しない場合の経路を青色の線で記入させること。ただし、電子地図で通勤距離を測定できる場合は不要。（印刷した地図で経路が判別できない場合を除く。）
- エ 高速道路を利用しない場合の通勤距離が 40km 未満であるが、通勤時間が 80 分以上となることをもって、高速道路の利用に係る通勤届を提出する場合には、「交通用具利用者の通勤距離測定表」に加え、「高速自動車国道を利用しない場合の通勤時間測定表」を添付させること。（平成 16 年 7 月 13 日付け 16 高教職第 431 号参照）

(5) 公共交通機関利用者について

- ア 届の余白に「片道運賃」、「1箇月定期券金額」、「3箇月定期券金額」、「3箇月定期券の1箇月あたりの相当額」、「ですか1箇月あたりの相当額」を記入すること。
- イ 臨時の任用教職員等で任用期間により支給単位期間の特例が適用される場合や、片道のみ利用する場合で「ですか」が安価となる場合は、定期券の額によらない認定となることがあるため留意すること。(平成21年2月13日付け20高教政第1485号参照)

(6) その他の留意事項

- ア 所属校以外で勤務する職員等の取扱い
 - 通勤とは、住居と勤務公署との間の往復をいうものであり、在籍校の異動の有無にかかわらず、指導主事、研修指導員、教育研究所研究員、補導教員、県内外留学生及び長期研修生など、勤務公署等に変更のある者については、届出又は月例報告の対象となるので、届出等の処理に抜かりがないように特に注意が必要であること。
- イ 兼務発令を受けた者の取扱い
 - 別紙3のとおり取り扱うこと。令和3年4月1日以降の通勤にかかる認定については、計算方法が変更となる。このため、すでに認定を受けている者は、事実発生日を令和3年4月1日とし、届出の理由を「5 その他」(兼務発令時の認定方法変更のため)等として届け出る必要があるので、特に留意すること。
- ウ 短時間勤務者の取扱い
 - 再任用職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員が自動車等を使用する場合の通勤手当の額は、使用距離に応じた額に100分の50を乗じて得た額とすること。
- エ 15日の起算日について
 - 通勤手当に関する規則第11条ただし書の15日の起算日は、届け出るべき事実の生じた日の翌日(辞令によるもの等、その事実が午前0時に生じたときは、事実の生じたその日)であるので留意すること。
- オ 3月中の道路開設について
 - 3月中の道路開設により、通常使用する経路又は最短経路に変更がある職員は、平成23年3月3日付け22高教政第1679号通知に準じて取り扱うこと。
 - 道路の開設による事実発生日は、別に通知がある場合を除いて、開設日の翌出勤日となる。(平成27年8月31日付け27高教福第543号通知参照)

(7) 長期戻入の事例

- ア 認定経路の他に最短となる経路があった。
- イ 高速道路の往復利用で認定されていたが、往路のみ利用していた。

6 単身赴任手当

(1) 単身赴任届のチェック事項について

配偶者と別居した事情欄には、異動に伴う別居のやむを得ない事由（配偶者が就労している、所有する自宅を管理する必要、子の養育等）が記入されているか。

(2) 2号紙について

- ア 経済的かつ合理的な経路及び方法によるとした場合における通勤方法等が、運行会社、バス停等まで明記されているか。（公共交通機関及び徒歩のみ記入でき、自家用車は除かれるので注意すること。）
- イ 距離の算定は、鉄道、バス会社等に確認したものが記入されているか。
- ウ 略図はわかりやすく、記入されているか。

(3) その他

- ア 単身赴任の事由に沿った添付書類となっているか。
事由別による必要添付書類については、諸手当に関する手引等で確認すること。
ただし、異動による消滅の場合は、添付書類及び2号紙は不要であること。
- イ 単身赴任手当は、①公署を異にする異動（赴任旅費が支給される研修を含む）又は在勤する公署の移転に伴い、②転居し、③やむを得ない事情により、④同居していた配偶者と別居し、⑤単身で生活することを常況とし、⑥距離制限を満たす職員に対して支給されるものであること。
- ウ 単身赴任手当受給中の職員が、支給要件の変更又は支給要件を欠くに至った場合は、速やかに届け出ること。例えば、満15歳までの子のみと同居して生活している職員や配偶者がなく満18歳までの子と同居している職員は、子が15歳若しくは、18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えた場合には、支給要件を欠くこととなり届出が必要。
- エ 支給要件に該当すれば、配偶者等が居住する住宅について住居手当を受給できる場合があること。
- オ 単身赴任手当受給中の職員が、所属を異動し、引き続き単身赴任手当を受給する場合は、再度届出が必要。

7 へき地手当に準ずる手当

(1) 届出について

- ア 新たにへき地等学校等に異動した者及びへき地等学校等相互間で異動した者で、この異動に伴い、へき地等学校等の存する地域の中学校区の範囲内へ住居を移転した者は速やかに提出すること。新規採用者は対象外。
- イ 移転年月日は住民票上の入居日と一致しているか。一致していない場合にあっては、申し立て欄に具体的な理由が記入されているか確認すること。
- ウ 異動に伴って住居を移転した後、再び住居を移転した場合も届け出ること。

なお、手当受給者が引き続き他のへき地等学校等に異動となった場合は、職員の住居の移転の有無に関わらず届出が必要となる。

エ 異動に伴い、へき地等学校等以外の学校へ異動した場合は「支給要件の喪失」の届を提出すること（住居を移転した場合は住民票の提出が必要）。

（2）添付書類について

- ア 住民票は添付されているか。
- イ 借家契約書等の写しは添付されているか。

8 児童手当

（1）児童手当認定等請求書（届）について

- ア 「所得の状況」及び「扶養親族等数」は、市町村が証明する児童手当用所得証明書に記載されたものと一致するか。
- イ 配偶者の状況欄も抜かりなく記載されているか。
- ウ 請求・届出事由欄の事由のいずれかに○印が入っているか。（新規届出の場合は認定、手当受給中の者で出生等により支給要件児童が増えたことによる届出の場合にあっては、増額改定となる。）
- エ 「支給要件児童」は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者全てが記載されているか。
- オ その他、届の記載すべき欄に必要とする事項が抜かりなく記載されているか。（同居・別居の別、住所、監護の有無、生計関係欄の記載漏れが多く見受けられるため、注意すること。）

（2）添付書類について

世帯全員の住民票と児童手当用の所得証明書が添付されているか。（増額改定の場合は世帯全員の住民票のみ）

9 教育業務連絡指導手当について

学級数（小学校第1学年は35人、その他の学年は40人学級編制基準）等の要件及び支給対象者について、確認しているか。

平成19年3月12日付け18高教職第1315号「公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて」（平成27年8月31日、平成28年5月2日、平成31年2月28日一部改正通知）や「職員の給与の支給等に関する規則」を参照し、適正に処理されているか。

10 多学年学級担当手当について

要件に合致している場合は、実績に基づいて月例報告を行うこと。（5月月例報告（4月実働分）から入力すること。）

11 異動により県費負担教職員となった者の諸手当について

国立大学法人又は他の地方公共団体等の職員から引き続き県費負担教職員（以下「本県の職員」という。）となった割愛採用者は、新規採用職員と同様に諸手当の届出が必要なため留意すること。

また、扶養親族届の提出にあたっては、本県の職員となる直前の国立大学法人又は他の地方公共団体等における扶養親族簿の写しに原本証明を受けたものをもって扶養手当の諸手当に関する手引9ページの添付書類に代えることができる。

※ 国又は地方公共団体から割愛により本県の職員に採用された時に、児童手当の届出を失念することがあるので留意すること。

12 異動等により県費負担教職員でなくなった者の児童手当について

退職者（人事異動で国立大学法人又は独立行政法人へ割愛退職する職員含む）の児童手当は、市町村で速やか（退職から15日以内）に受給申請手続きする必要があるので注意すること。

13 再任用職員の諸手当について

（1）前年度に再任用職員でなかった者が再任用職員となる場合

前年度に、現職の教職員を定年退職した者又は前年度に臨時の任用教職員であった者等、再任用職員でなかった者が再任用職員となる場合、届出を行わなければ手当は支給されないため、通勤手当、単身赴任手当、児童手当のうち、支給要件のある手当について届け出されること。

（2）前年度に再任用職員であった者が引き続き再任用職員となる場合

支給要件となる事項に変更がなければ、届出は不要とする。支給要件となる事項に変更のある手当については届け出させること。

なお、児童手当の認定を受けている場合、毎年6月の現況届は届け出ること。

14 臨時的任用教職員の諸手当について

臨時的任用教職員の諸手当の届出及び添付書類については、正職員と同様に取り扱うものとする。ただし、場合によって以下のとおり取り扱うこと。

（1）当該年度内で再び届け出る場合

退職・任用により当該年度内で扶養手当、児童手当及び住居手当を再び届け出る場合は、

当該年度に認定された前回の状況と届出内容及び認定に必要な添付書類の記載事項が同じである場合に限り、添付書類の一部を当該年度の前回認定書の写しに代えることができるものとする。この場合、当該年度の前回認定書の写しの余白に「扶養（又は居住）状況に変更がない」旨及び氏名を記入し押印させること。

なお、住居手当については、家賃の領収書（振込等の場合は通帳の名義及び振込が確認できるページの写し）等により、支払の事実を確認すること。

児童手当については、新規認定及び現況届認定のそれぞれ必要であるため、現況届の時期を挟んで退職・任用となる場合は注意すること。

（2）当該年度内で同一所属に引き続き任用される場合

当該年度内で異なる任用要件により引き続き同じ所属に任用される場合（産休代替としての任用から引き続き育休代替として任用される場合等）の諸手当の届出は不要とする。

ただし、引き続き同じ所属に任用される場合であっても、年度が異なる場合又は任期付教員として任用される場合は届出が必要となる。

（3）児童手当について

令和2年度から、臨時の任用の任期中は正職員と同様に県から支給されている。

任用されたときには、市町村へ消滅の届出及び県へ認定の届出が必要になり、また、任用が終了するときには、市町村で認定を受ける届出が必要になるため、その都度、遺漏なく手続きを行うこと。（令和2年3月31日付け元高教福第1862号参照）

（4）年度末の年齢が60歳を超える臨時的任用教職員の諸手当について

令和2年度から、再任用職員の規定を準用し、扶養手当、住居手当及びへき地手当は支給対象とならない。（令和元年10月29日付け元高教福第953号参照）

※ 臨時的任用教職員にかかる扶養・児童手当の認定事務及び通勤・住居手当の認定済み書類の受付は教職員・福利課で行います。諸手当関係の基本的な問い合わせは教職員・福利課が窓口ですが、給与システムへの入力及び給与支給事務は小中学校課が担当しています。

15 任期付教員の諸手当について

任期付教員の諸手当の届出及び添付書類については、任期を付さない正職員と同様に取り扱うものとする。

（1）前年度に引き続く任用の場合

任期付教員は年度ごとに発令されるため、前年度に引き続き任期付教員として任用される場合は、同一所属での任用であっても、届出が必要となる。

(2) 当該年度内で再び届け出る場合

上記「14 臨時の任用教職員の諸手当について」の「(1) 当該年度内で再び届け出る場合」と同様に取り扱う。任期付教員から臨時の任用教職員となる場合及び臨時の任用教職員から任期付教員となる場合も同様とする。

ただし、上記「14 臨時の任用教職員の諸手当について」の「(2) 当該年度内で同一所属に引き続き任用される場合」の取扱いについては、任期付教員は対象としないため、任用の都度届出が必要となる。

(3) 児童手当について

任期を付さない正職員と同様に、任期付教員としての任期中は県から支給される。

任用されたときには、市町村へ消滅の届出及び県へ認定の届出が必要になり、また、任用が終了するときには、市町村で認定を受ける届出が必要になるため、その都度、遺漏なく手続きを行うこと。

16 異動時に伴う認定書の送付について

異動先に持参するものは、次のとおりとする。

- ・ 支給が継続している手当に係るもの
- ・ 支給終了後、5年を経過していない手当に係るもの

通勤届については、自動カットをしないため、異動先で手当の支給状況を把握する必要があるので、持参させること。

また、旧所属では異動で転出した者に係る届出等のコピーを保管する必要はないものとする。

17 その他

通勤手当、住居手当、扶養手当、児童手当及び単身赴任手当についての「諸手当に関する手引」や過去の通知等は、こうちぎょうせいネット「給与の基礎」に掲載しているので、参照すること。

(<http://klgnet.kcc-ix.ne.jp/scportal/pref/310601/qyobase.html>)

扶養親族認定後の留意事項

今回、あなたから届出のあった扶養親族について、別紙のとおり認定しました。

今後、下記のような事由が生じた場合には、扶養親族としての要件を欠くこととなりますので、速やかに除外の手続きをとってください。

なお、届出が遅れますと、その間に受給した扶養手当は不当利得として返還を求められることはもとより、場合によっては、届出の義務違反に問われることにもなりますので、くれぐれも留意してください。これまでに認定されている扶養親族がある場合は、当該扶養親族についても同様です。

また、あなたが配偶者を有することとなった場合又は配偶者を有さないこととなった場合には、手当額が改定されることになりますので、配偶者の扶養親族としての認定の有無にかかわらず速やかに届出をしてください。

なお、扶養親族から除外された者が、再び扶養親族としての要件を満たすこととなった場合には、扶養手当の支給を受けることができますので、改めて届出をお願いします。

記

1 扶養親族の勤労所得、事業所得、年金収入等の合計額が年額130万円以上となった場合

なお、この年額については、改定される場合がありますので十分留意してください。

【注】 (1) 年額とは、暦年や会計年度ではなく、事由の生じたときから1年間の収入をさすものである。

(2) 年額が130万円に満たない場合でも、次のような収入が引き続き3箇月以上あることが見込まれるときは、扶養親族の除外の手続きをとること。

ア 給与所得等のような月単位の収入については、月額108,333円以上となった場合（年額の改定とともに月額も改定される。）

*月間の収入が変動する場合は、3箇月の平均収入額による。

*収入とは、総収入のことであり、給料のほか通勤手当等も含まれるものである。

イ 雇用保険の受給が開始された場合は、日額3,611円以上受給することとなったとき。

2 同一の扶養親族について、他の者が民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けることとなった場合

3 扶養親族が死亡した場合

4 別居等により主たる扶養者でなくなった場合

5 扶養親族が重度心身障害者の場合には、終身労務に服することができない程度でなくなった場合

年　月　日

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課長

様

事業所得等のある者の扶養親族の認定について

**確定申告で所得が130万円未満でも
扶養親族の要件を満たさない場合があります**

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年人事委員会規則第3号）第4条第3項第2号において、「その者の勤務所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上である者」は、扶養親族とすることができないとされていますが、この所得については、課税上の所得の金額の計算に關係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額によることとされています。したがって、その所得の種目のいかんに係わりなく恒常的に得られる所得全体を指すものです。

なお、事業所得、不動産所得等の場合で当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の支出をするものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められている経費（税金を除く。）に限り、その実額（当該手当支給の対象となる期間内に、実際に支出した額）を控除した額によるべきものとしています。



扶養手当上認められる必要経費は
所得税法上の必要経費と異なります！

- ① 事業を行うに当たって必要不可欠な直接的な経費
(例:仕入れ品の代価、使用人の賃金)
- ② 事業に必要な家屋、備品等を維持管理するための
必要不可欠な経費(例:修繕費・水道光熱費)

を基本にその”実額”をもって必要経費とします

⇒ 裏面を参考にしてください。

《 「学習塾の経営」事例 》

△については、出納簿等を提出していただくなど、詳細を確認します。

科目	認否	
売上原価	○	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	○自宅使用分と事業用とが分離でき、事業用であることが明確であるもの（メーターを分ける等）
旅費交通費	△	○営業に関するもの、従業員の研修旅費 ×本人通勤費
通信費	△	○自宅使用分と事業用とが分離でき、事業用であることが明確であるもの
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	○建物・備品の原状回復 ×改装費等資産価値を高めるもの
消耗品費	△	○単年度で消費する鉛筆等 ×器具・備品
減価償却費	×	
福利厚生費	△	○従業員の健康診断費 ×レクレーション経費
給料賃金	○	
外注工賃	△	
利子割引料	×	
地代家賃	△	○自宅使用分と事業用とが分離でき、事業用であることが明確であるもの
貸倒金	×	
会議費	△	○経営維持に必要なもの
図書費	△	
研修費	△	○経営維持に必要なもの ×単に本人の実力を高めるもの
雑費	△	○経営維持に必要なもの

- ※ 必要経費の算出には十分な確認が必要となります。
- ※ 扶養手当における必要経費は、個々のケースごとに細かく精査することとされており、所得税法上の場合より狭い範囲となっています。
- ※ 購入品名が不明なもの、事業用であることが明確でないもの等は必要経費とは認められません。

R 3.4.1 適用

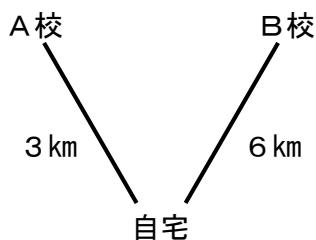
兼務発令による通勤手当の認定の取扱いについて（交通用具利用の場合）

兼務発令等により、複数の勤務所属へ通勤する場合の通勤手当の認定については、以下のとおり。該当する勤務態様がない場合は、教職員・福利課に協議すること。

なお、認定を受けた勤務態様に変更がある場合（長期休業入り・明け等）は、その都度、届出及び認定を行うこと。（出張や学校行事等による一時的な勤務日の入れ替えの場合は不要。）

1 月、水、金曜日はA校に、火、木曜日はB校に勤務する場合（往路、復路とも同一経路）

① 自宅からA校まで3km、自宅からB校までが6km場合



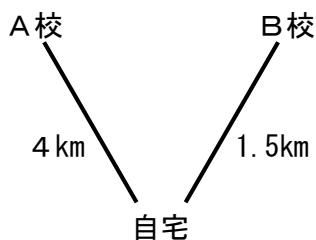
各校への認定距離から手当額を求め、週当たりの通勤日数で按分する。按分した手当額を合算し手当額とする。

月、水、金 A校 3 km
火、木 B校 6 km

$$\begin{aligned} (\text{A校}) \quad & 3,300 \text{ 円} \times 3 / 5 = 1,980 \text{ 円} \\ (\text{B校}) \quad & 5,600 \text{ 円} \times 2 / 5 = 2,240 \text{ 円} \end{aligned}$$

★認定距離
A校 3.0km B校 6.0km
★手当額 4,220 円

② 自宅からA校まで4km、自宅からB校まで1.5kmの場合



週のうち通勤距離が2km未満により、手当支給の要件がない日がある場合

月、水、金 A校 4 km
火、木 B校 1.5km ※2 km未満につき支給なし

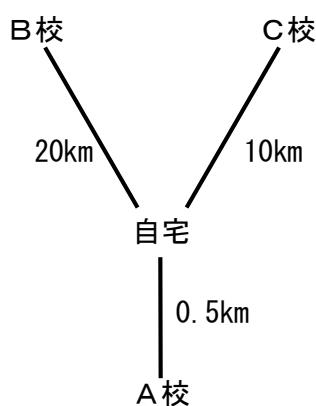
認定距離は4kmになり、手当額の3,300円を週（5日）のうち片道2km以上の日数の割合（3/5）で支給することとなる。

$$(\text{A校}) \quad 3,300 \text{ 円} \times 3 / 5 = 1,980 \text{ 円}$$

★認定距離
A校 4.0km B校 1.5km
★手当額 1,980 円

2 月、金曜日はA校に、水曜日はB校に、火、木曜日はC校に勤務する場合
(往路、復路とも同一経路)

○自宅からA校まで 0.5km、自宅からB校まで 20km、自宅からC校まで 10km の場合



週のうち通勤距離が 2km 未満により、手当支給の要件がない日がある場合

月、金 A校 0.5km (週 2 日) ※ 2km 未満につき支給なし
水 B校 20km
火、木 C校 10km

A校への 0.5km は支給要件がないため、手当額の合算には含めない。

$$(B\text{校}) \quad 13,500 \text{ 円} \times 1 / 5 = 2,700 \text{ 円}$$

$$(C\text{校}) \quad 8,000 \text{ 円} \times 2 / 5 = 3,200 \text{ 円}$$

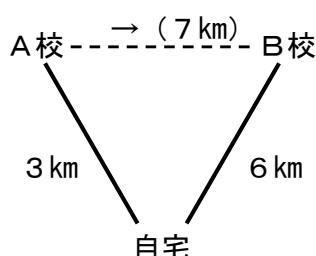
★認定距離

A校 0.5km B校 20km C校 10km

★手当額 5,900 円

3 月、水、木曜日はA校に勤務し、火、金曜日は、A校（午前）とB校（午後）に勤務する場合

① 自宅からA校まで 3km、自宅からB校までが 6km 場合



規則第 2 条第 1 項第 1 号により、「通勤」とは、勤務のため、その者の住居と勤務部署との間を往復することをいう。』とされており、通勤手当の認定に際しては学校間(A校→B校)の移動は通勤には該当しない。

月、水、木 A校 往復とも 3km
火、金 A校→B校 往路 3km 復路 6km
 $\rightarrow (3 + 6) \div 2 = 4.5 \text{ km}$

※往路と復路の通勤経路が異なる場合は、平均距離で考える。

$$(A\text{校}) \quad 3,300 \text{ 円} \times 3 / 5 = 1,980 \text{ 円}$$

$$(A\text{校} \rightarrow B\text{校}) \quad 3,300 \text{ 円} \times 2 / 5 = 1,320 \text{ 円}$$

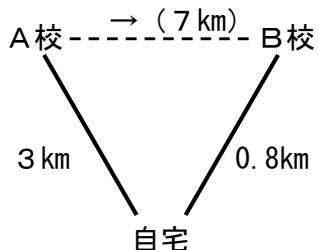
★認定距離

A校 3.0km

自宅からA校、B校から自宅 4.5km

★手当額 3,300 円

② 自宅からA校まで3km、自宅からB校まで0.8kmの場合



3-①と同様、A校→B校の移動は通勤には該当しない。

月、水、木 A校 往復とも3km
 火、金 A校→B校 往路3km 復路0.8km
 $\rightarrow (3 + 0.8) \div 2 = 1.9\text{km}$
 ※平均距離が2km未満につき支給なし

$$(A校) 3,300\text{円} \times 3 \div 5 = 1,980\text{円}$$

★認定距離

A校 3.0km

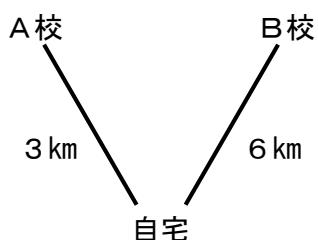
自宅からA校、B校から自宅 1.9km

★手当額 1,980円

4 A校とB校に勤務するが、曜日が固定されていない場合

(往路、復路とも同一経路、A校とB校はそれぞれ別の日)

① 自宅からA校まで3km、自宅からB校までが6km場合



兼務の勤務態様により通勤する期間について、手当額を通勤日数で按分する。期間・日数は実態によること。

勤務態様に変更がある場合（長期休業入り・明け等）は、その都度、届出及び認定を行うこと。

(例：兼務期間が1学期の始業式～終業式の場合)

兼務期間：4月7日～7月19日 70日

(期間・日数は実態によること。)

A校 3 km 30日

B校 6 km 40日

$$(A校) 3,300\text{円} \times 30 \div 70 = 1,414.2\text{円} \rightarrow 1,414\text{円}$$

(1円未満の端数は切り捨て)

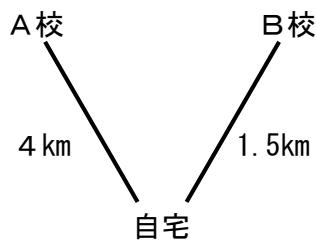
$$(B校) 5,600\text{円} \times 40 \div 70 = 3,200\text{円}$$

★認定距離

A校 3.0km B校 6.0km

★手当額 4,614円

② 自宅からA校まで4km、自宅からB校まで1.5kmの場合



1-②及び4-①の考え方を組み合わせる。

(例：兼務期間が2学期の始業式～終業式の場合)

兼務期間：9月1日～12月24日 77日

(期間・日数は実態によること。)

A校 4km 43日

B校 1.5km 34日

認定距離は4kmになり、手当額の3,300円を兼務期間(77日)のうち片道2km以上の日数の割合(43/77)で支給することとなる。

(A校) $3,300 \text{ 円} \times 43 / 77 = 1,842.8 \rightarrow 1,842 \text{ 円}$

(1円未満の端数は切り捨て)

★認定距離

A校 4.0km B校 1.5km

★手当額 1,842円

5 A・B・C校に勤務するが、曜日が固定されていない場合

(往路、復路とも同一経路、A・B・C校それぞれ別の日)

○自宅からA校まで0.5km、自宅からB校まで20km、自宅からC校まで10kmの場合

2及び4-①の考え方を組み合わせる。

(例：兼務期間が3学期の始業式～修了式の場合)

兼務期間：1月8日～3月19日 49日

(期間・日数は実態によること。)

A校 0.5km 14日 ※2km未満につき支給なし

B校 20km 15日

C校 10km 20日

(B校) $13,500 \text{ 円} \times 15 / 49 = 4132.6 \text{ 円} \rightarrow 4,132 \text{ 円}$

(1円未満の端数は切り捨て)

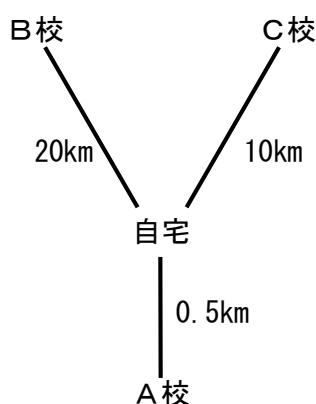
(C校) $8,000 \text{ 円} \times 20 / 49 = 3,265.3 \text{ 円} \rightarrow 3,265 \text{ 円}$

(1円未満の端数は切り捨て)

★認定距離

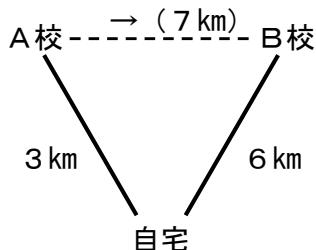
A校 0.5km B校 20km C校 10km

★手当額 7,397円



6 A校に勤務する日と、A校（午前）とB校（午後）に勤務する日があるが、曜日が固定されていない場合（A校・A→B校それぞれ別の日）

① 自宅からA校まで3km、自宅からB校までが6kmの場合



3-①及び4-①の考え方を組み合わせる。

(例：兼務期間が1学期の始業式～終業式の場合)

兼務期間：4月7日～7月19日 70日

(期間・日数は実態によること。)

A校 往復とも3km 30日

A校→B校 往路3km 復路6km 40日

$$\rightarrow (3 + 6) \div 2 = \underline{4.5\text{km}}$$

(A校) $3,300\text{円} \times 30 \div 70 = 1,414.2\text{円} \rightarrow 1,414\text{円}$
(1円未満の端数は切り捨て)

(A校→B校) $3,300\text{円} \times 40 \div 70 = 1885.7\text{円} \rightarrow 1,885\text{円}$

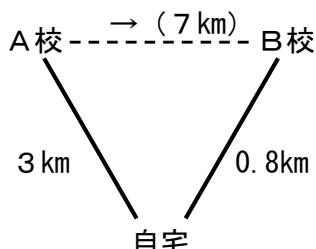
★認定距離

A校 3.0km

自宅からA校、B校から自宅 4.5km

★手当額 3,299円

② 自宅からA校まで3km、自宅からB校まで0.8kmの場合



3-②及び4-①の考え方を組み合わせる。

(例：兼務期間が2学期の始業式～終業式の場合)

兼務期間：9月1日～12月24日 77日

(期間・日数は実態によること。)

A校 往復とも3km 43日

A校→B校 往路3km 復路0.8km 34日

$$\rightarrow (3 + 0.8) \div 2 = \underline{1.9\text{km}}$$

※平均距離が2km未満につき支給なし

(A校) $3,300\text{円} \times 43 \div 77 = 1,842.8 \rightarrow 1,842\text{円}$

(1円未満の端数は切り捨て)

★認定距離

A校 3.0km

自宅からA校、B校から自宅 1.9km

★手当額 1,842円

諸手当について ご確認ください!!



多額戻入が多発中！

一括戻入です
分割できません



事例1

扶養親族としていた妻のパート収入が3ヶ月平均で月額108,333円以上となっていたが、除外の届け出をしていなかった。※年額130万円未満であっても、除外が必要

扶養手当等 5年分 約100万円 戻入

事例2

扶養親族としていた父の年金額が改定され、年額130万円を超えていたが、除外の届け出をしていなかった。



扶養手当等 3年分 約50万円 戻入



事例3

扶養親族としていた家族が就職をしたのに、除外の届け出を忘れていた。

扶養手当等 2年10月分 約50万円 戻入

事例4

家賃額が変更になっていたのに、届け出を忘れていた。



住居手当 3年分 約15万円 戻入



事例5

引っ越しや新道路開通により、通勤経路が変更になったのに、届け出を忘れていた。

通勤手当 2年分 約10万円 戻入



諸手当の確認には、
裏面のチェックリストを
ご活用ください！

問い合わせ先 高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当
TEL: 088-821-4906 H31.3

(参考) 諸手当チェックリスト

扶養手当

□配偶者や子を扶養親族としている場合に、扶養親族が就労（パート、アルバイトを含む）により、年額 130 万円以上、あるいは月あたり 108,333 円以上の収入を得ている場合には、要件を欠くこととなります。（月によって変動がある場合は、前後 3ヶ月平均の金額で判断します。）扶養親族の収入を確認していますか。

□配偶者なしの場合と、配偶者ありの場合で、扶養親族 1 人目の手当額が変わります。

すでに扶養親族がいる場合で、配偶者を有した場合に届出をしていますか。

(H31 年度までの特例措置)

□配偶者と重複して子の手当認定を受けていませんか。

□扶養しなくなった場合や、扶養親族が死亡した場合に届出をしていますか。

□父母等を扶養親族としている場合は、年金収入等の限度額が共済組合とは異なります。（共済組合は年 180 万円未満であるが扶養手当は年 130 万円未満。）年金収入等の限度額は超えていませんか。

□事業所得がある方を扶養親族としている場合は、控除できる必要経費が所得税法上の必要経費とは異なりますが、十分に確認されていますか。

住居手当

□住居手当を受給中で、転居した場合や、家賃額の改定があった場合には届出をしていますか。

□配偶者が居住するための住居にかかる住居手当は、職員に単身赴任手当が支給される場合のみ支給対象となります。単身赴任手当を受給していないのに、配偶者が居住するための住居手当が支給されませんか。

□県職員住宅、教職員住宅、持ち家は、住居手当の支給対象とはなりません。職員住宅等に居住していて住居手当が支給されませんか。

□家賃の支払は、本人が支払ったものとなっていますか。（引落しの口座名義人など）

通勤手当

□人事異動で公署が変わったり転居した場合、また、新しい道路の開通等により通勤方法や通勤経路が変更になった場合に届出をしていますか。

（通勤距離が 2km 未満の場合には手当は支給されません。徒歩や自家用車等に同乗して通勤する場合も手当は支給されません。それまでに通勤手当を認定されている場合には、喪失の届出をしていますか。）

□高速道路料金にかかる特別加算分が支給されている職員で、新しい道路の開通等により高速道路の支給要件を満たさなくなった場合や、高速道路の利用料金に変更が生じている場合に届出をしていますか。

届出が必要な主な事例：

□高速道路を利用せずに通勤するものとした場合の通勤距離が 40km 以上または通勤時間が 80 分以上ではなくなった場合。

□自動車が普通車 ⇄ 軽自動車に変わり通行料金が変わった場合。

□高速道路の利用区間が変わった場合。

単身赴任手当

□配偶者や子と同居になった場合には、喪失の届出をしていますか。

□手当の受給中に、勤務公署や、自分や配偶者の住居が変わった場合には、届出をしていますか。

児童手当

□児童（子）と、同居・別居の状況が変わった場合届出をしていますか。